

**令和７年度　児童福祉施設等一般監査提出資料**

**自主点検表４②（確認監査／特定地域型保育事業）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設種別 |  | |
| 法人名 |  | |
| 指導監査を行う  施設名及び所在地 |  | |
| 記入者の職名・氏名 |  | |
| 連絡先 | 電話： | ＦＡＸ： |
| Ｅメール： | |
| 記入年月日 | 令和　　　　　年　　　　　月　　　　　日 | |

※記載の中で指示のある項目以外は、直近の状況について記入してください。

自主点検表記入要領

１　自主点検表の対象

　　この点検表は、特定地域型保育事業（小規模保育事業所）を対象としています。

２　記入方法

（１）「点検結果」欄の該当する回答の「□」に「チェック（☑）」を記入してください。

（２）点検の時点は、原則、記入時点としてください。

（３）記入欄が不足する場合や、本様式での記入が困難な場合は、適宜、様式等を追加してください。

３　根拠法令・参考資料の名称

　　　この点検表に記載されている根拠法令・参考資料の略称の詳細は、次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 文中の略称 | 名　　　　称 |
| 市確認基準条例 | 久喜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 |

| 自主点検項目 | 点検結果 | 根拠法令等 |
| --- | --- | --- |
| １　認可 |  |  |
| 子ども・子育て支援法第46条第1項に規定する「地域型保育事業の認可基準」を遵守し、認可を受けていますか。 | いる  　いない | ○子ども・子育て支援法第46条第1項 |
| ２　基本方針（一般原則） |  |  |
| （１）　良質かつ適切な内容及び水準の特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指していますか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第3条第1項 |
| （２）　利用子どもの意思及び人格を尊重し、常に利用子どもの立場に立って特定地域型保育を提供するように努めていますか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第3条第2項 |
| （３）　地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第3条第3項 |
| （４）　利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めていますか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第3条第4項 |
| ※　特定地域型保育 ： 特定地域型保育事業者が提供する地域型保育のことをいいます。 |  |  |
| ３　利用定員に関する基準 |  |  |
| 3号認定子どもに係る利用定員を定めていますか。  ただし、0歳と1～2歳に区分して定める必要があります。  【給付認定子どもの区分】  ※　3号認定子ども ： 子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どものことをいいます。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第37条 |
| ４　内容及び手続の説明及び同意 |  |  |
| 特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、保護者に対し、重要事項説明書を交付して説明を行い、同意を得ていますか。  ※　文書の交付に代えて、保護者の承諾を得て、電子データにより提供し、当該文書を交付したものとみなすことができます。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第38条  ○市確認基準条例第53条 |
| ５　応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止） |  |  |
| （１）　給付認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んでいませんか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第39条第1項 |
| （２）【提供困難時の対応】  　　　　給付認定子どもに対し自ら適切な保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じていますか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第39条第4項 |
| ６　あっせん、調整及び要請に対する協力 |  |  |
| （１）【市が行うあっせんへの協力】  　　　　子ども・子育て支援法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力していますか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第40条第1項 |
| （２）【利用調整への協力】  　　　　満3歳未満保育認定こどもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力していますか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第40条第2項 |
| ７　受給資格等の確認 |  |  |
| 利用開始に際し、保護者の提示する支給認定証によって、給付認定の有無、子どもの認定区分、給付認定の有効期間及び保育必要量（保育標準時間、保育短時間）等を確かめていますか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第50条において準用する第８条 |
| ８　給付認定申請の援助 |  |  |
| （１）　給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第50条において準用する第9条第1項 |
| （２）　給付認定の変更の申請が遅くとも給付認定保護者が受けている給付認定の有効期間の満了の日の30日前には行われるよう必要な援助を行っていますか。  　　　　ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではありません。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第50条において準用する第9条第2項 |
| ９　子どもの心身の状況等の把握 |  |  |
| 特定地域型保育の提供に当たっては、給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めていますか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第41条 |
| １０　特定教育・保育施設等との連携 |  |  |
| （１）　連携協力を行う連携施設（認定こども園、幼稚園又は保育所）を確保していますか。  【連携の内容】  ①　集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育事業者に対する相談、助言、その他の保育の内容に関する支援  ②　職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合の代替保育の提供  ③　特定地域型保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設における受け入れ及び教育・保育の提供 | いる  　いない | ○市確認基準条例第42条第1項 |
| （２）　特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めていますか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第42条第4項 |
| １１　地域型保育の提供の記録 |  |  |
| 特定地域型保育を提供した際は、提供した日、内容その他必要な事項を記録していますか。  ※　いわゆる「保育日誌」などを活用した日々の記録。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第50条において準用する第12条 |
| １２　利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む。） |  |  |
| （１）【保育料（利用者負担額）の徴収】  　　　　特定地域型保育を提供した際は、保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額の支払を受けていますか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第43条第1項 |
| （２）【特定負担額の徴収（上乗せ徴収）】  　　　　特定地域型保育の提供に当たって、特定地域型保育の質の向上を図るために必要であると認められる対価について、特定地域型保育費用基準額（公定価格）と保育の質の向上を図るために要する費用との差額に相当する金額の範囲内で保護者から支払を受けていますか。  　　　　また、当該支払を受けている場合、保護者へ事前説明をし、書面での同意を得ていますか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第43条第3項  ○市確認基準条例第43条第6項 |
| （３）【実費徴収】  　　　　特定地域型保育の利用において通常必要とされる費用のうち、次に掲げる費用の支払を保護者から受けていますか。  また、当該支払を受けている場合、保護者への事前説明をし、同意を得ていますか。  ①　日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用  ②　特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用  ③　特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用  ④　その他特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの | いる  　いない | ○市確認基準条例第43条第4項  ○市確認基準条例第43条第6項 |
| （４）【領収証の発行】  　　　　上記（１）～（３）の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該支払いをした保護者に対し交付していますか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第43条第5項 |
| １３　地域型保育給付費の額に係る通知等 |  |  |
| 法定代理受領により給付費の支給を受けた場合は、保護者に対し、当該保護者に係る給付費の額を通知していますか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第50条において準用する第14条第1項 |
| １４　特定地域型保育の取扱方針 |  |  |
| 保育所保育指針に準じ、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行っていますか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第44条 |
| １５　評価（自己評価、第三者評価） |  |  |
| （１）【自己評価】  自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第45条第1項 |
| （２）【第三者評価】  定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めていますか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第45条第2項 |
| １６　相談及び援助 |  |  |
| 常に給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、給付認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第50条において準用する第17条 |
| １７　緊急時等の対応 |  |  |
| 現に特定地域型保育の提供を行っているときに、給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第50条において準用する条例第18条 |
| １８　利用者に関する市への通知（不正受給の防止） |  |  |
| 特定地域型保育を受けている給付認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第50条において準用する第19条 |
| １９　運営規程 |  |  |
| 次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。  ①　施設の目的及び運営の方針  ②　提供する特定地域型保育の内容  ③　職員の職種、員数及び職務の内容  ④　特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日  ⑤　保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額  ⑥　利用定員  　⑦　特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項  ⑧　緊急時等における対応方法  ⑨　非常災害対策  ⑩　虐待の防止のための措置に関する事項  ⑪　その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項 | いる  　いない | ○市確認基準条例第46条 |
| ２０　勤務体制の確保等 |  |  |
| （１）　給付認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めていますか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第47条第1項 |
| （２）　特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供していますか。  　　　　ただし、給付認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第47条第2項 |
| （３）　職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第47条第3項 |
| ２１　定員の遵守 |  |  |
| 利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行っていませんか。  ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、子ども・子育て支援法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第48条 |
| ２２　施設の運営に関する重要事項の掲示 |  |  |
| 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定地域型保育事業の選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第50条において準用する第23条 |
| ２３　差別の禁止 |  |  |
| 給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定地域型保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていませんか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第50条において準用する第24条 |
| ２４　虐待等の禁止 |  |  |
| 職員は、給付認定子どもに対し、心身に有害な影響を与える行為をしていませんか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第50条において準用する第25条 |
| ２５　懲戒に係る権限の濫用禁止 |  |  |
| 施設の長たる管理者は、給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定による懲戒に関しその給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を戒める等その権限を濫用していませんか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第50条において準用する第26条 |
| ２６　秘密保持、個人情報保護 |  |  |
| （１）　職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第50条において準用する第27条第1項 |
| （２）　職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第50条において準用する第27条第2項 |
| （３）　小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ていますか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第50条において準用する第27条第3項 |
| ２７　情報の提供等 |  |  |
| （１）　特定地域型保育事業を利用しようとする子どもの保護者が、その希望を踏まえて適切に特定地域型保育事業を選択することができるように、提供する特定地域型保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めていますか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第50条において準用する第28条第1項 |
| （２）　特定地域型保育事業について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていませんか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第50条において準用する第28条第2項 |
| ２８　利益供与等の禁止 |  |  |
| （１）　特定地域型保育事業を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第50条において準用する第29条第1項 |
| （２）　小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第50条において準用する第29条第2項 |
| ２９　苦情解決 |  |  |
| （１）　提供した特定地域型保育に関する給付認定子ども又はその保護者その他の家族（以下「給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。  ※　第三者窓口も設置している必要があります。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第50条において準用する第30条第1項  ○「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」の一部改正について（平成29年3月7日、雇児発0307第1号、社援発0307第7号、老発0307第42号） |
| （２）　苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第50条において準用する第30条第2項 |
| （３）　提供した特定地域型保育に関する給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めていますか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第50条において準用する第30条第3項 |
| （４）　提供した特定地域型保育に関し、子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により市が行う検査等に応じ、及び給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第50条において準用する第30条第4項 |
| （５）　市からの求めがあった場合には、上記（４）の改善の内容を市に報告していますか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第50条において準用する第30条第5項 |
| ３０　地域との連携 |  |  |
| 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第50条において準用する第31条 |
| ３１　事故発生の防止及び発生時の対応 |  |  |
| （１）　事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じていますか。  ①　事故が発生した場合の対応、下記の②に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備  ②　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備  ③　事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施 | いる  　いない | ○市確認基準条例第50条において準用する第32条第1項 |
| （２）　給付認定子どもに対する特定地域型保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第50条において準用する第32条第2項 |
| （３）　上記（２）の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第50条において準用する第32条第3項 |
| （４）　給付認定子どもに対する特定地域型保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第50条において準用する第32条第4項 |
| 【報告の対象となる重大事故の範囲】  ・死亡事故  ・治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等  ※　意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告が必要です。 |  | ○特定教育・保育施設等における事故の報告等について（令和6年3月22、こ成安第36号、5教参学第39号） |
| ３２　会計の区分 |  |  |
| 特定地域型保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分していますか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第50条において準用する第33条 |
| ３３　記録の整備 |  |  |
| （１）　職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | いる  　いない | ○市確認基準条例第49条第1項 |
| （２）　給付認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。  ①　「１１　地域型保育の提供の記録」に関し、その提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録  ②　「１４　特定地域型保育の取扱方針」に関し、その取扱方針に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画  ③　「１８　利用者に関する市への通知（不正受給の防止）」に関し、市への通知に係る記録  ④　「２９　苦情解決」に関し、苦情の内容等の記録  ⑤　「３１　事故発生の防止及び発生時の対応」に関し、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | いる  　いない | ○市確認基準条例第49条第2項 |
| ３４　利用契約書の締結 |  |  |
| 特定地域型保育事業の利用に際し、保護者と利用契約書を締結していますか。  ※　利用契約書は2通作成し、施設と保護者が自署又は記名押印のうえ、1通ずつ保有しなければなりません。また、きょうだい等で利用する場合でも、利用子ども1人につき2通作成したうえで、1通ずつ保管しなければなりません。 | いる  　いない |  |

○特定教育・保育等に要する費用の額（公定価格）の算定に関する基準における適用状況

１．基本情報

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 |  |
| 適用年度 |  |
| 施設等の区分 | 小規模保育事業A型（保育認定3号） |
| 施設の名称 |  |

２．加算等の適用状況【令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 加算の項目 | | 適用の有無 | （有の場合）  適用対象外となった月 |
| 基本加算部分 | 1 | 処遇改善等加算Ⅰ | 有　  無 |  |
| 2 | 障害児保育加算 | 有　  無 |  |
| 3 | 休日保育加算 | 有　  無 |  |
| 4 | 夜間保育加算 | 有　  無 |  |
| 5 | 減価償却費加算 | 有　  無 |  |
| 6 | 賃借料加算 | 有　  無 |  |
| 加減調整部分 | 1 | 連携施設を設定していない場合 | 有　  無 |  |
| 2 | 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 | 有　  無 |  |
| 3 | 管理者を配置していない場合 | 有　  無 |  |
| 4 | 土曜日に閉所する場合 | 有　  無 |  |
| 乗除調整部分 | 1 | 定員を恒常的に超過する場合 | 有　  無 |  |
| 特定加算部分 | 1 | 処遇改善等加算Ⅱ | 有　  無 |  |
| 2 | 処遇改善等加算Ⅲ | 有　  無 |  |
| 3 | 冷暖房費加算 | 有　  無 |  |
| 4 | 除雪費加算 | 有　  無 | ※久喜市は適用対象外 |
| 5 | 降灰除去費加算 | 有　  無 | ※久喜市は適用対象外 |
| 6 | 施設機能強化推進費加算 | 有　  無 | ※3月初日に利用する子どもの単価に加算される。 |
| 7 | 栄養管理加算 | 有　  無 |  |
| 8 | 第三者評価受審加算 | 有　  無 | ※3月初日に利用する子どもの単価に加算される。 |